

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十第三号ヲの規定に基づき、平成十九年総務省告示第四十八号（小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的條件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔二・二 略〕</p> <p>三 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備（五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備のうち専ら自動車内に設置する無線局に使用するための無線設備を除く。）は、次の各号のいずれかに適合すること。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>3 電磁的方法により親局にあつては第1号〔〕に掲げる旨を、子局及び五・二MHz帯高出力テータ通信システムの陸上移動局の場合にあつては第1号〔〕に掲げる旨を当該無線設備に記録するものであつて、次に掲げる方法において表示することができるものであること。</p> <p>(1) 当該無線設備の運用を最初に開始する前に、映像面を有する他の製品と有線で接続することにより表示する方法</p> <p>(2) 特定の操作によつて当該無線設備に接続した設備の映像面に表示する方法。この場合において、当該特定の操作については書類等により明らかにしなければならない。</p> <p>四 五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備のうち自動車内に設置する無線局に使用するための無線設備は、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>1 自動車内に設置する親局の無線設備は、次のいずれかに適合すること。</p> <p>〔一〕〔三 略〕</p> <p>2 自動車内に設置する親局の無線設備は、自動車の電源から供給される電源によつてのみ動作すること。</p> <p>3 子局の無線設備は、自動車内に設置する親局からの制御によつて送信を行う機能を備えること。</p> <p>〔五 略〕</p>	<p>〔二・二 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>四 五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備のうち自動車内に設置する無線設備は、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>1 親局の無線設備は、次のいずれかに適合すること。</p> <p>〔一〕〔三 略〕</p> <p>2 親局の無線設備は、自動車の電源から供給される電源によつてのみ動作すること。</p> <p>3 子局の無線設備は、親局からの制御によつて送信を行う機能を備えること。</p> <p>〔五 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	